

NO.	質問	回答	関連要領等
1	審査会でのプレゼンテーションは誰がするのですか？	原則、総括研究代表者（PL:プロジェクトリーダー）に行っていただきます。	募集要領 6（5）
2	県内に事務所があり事業化に向けた研究開発等に取り組む能力を有することが条件ですが、インキュベーション施設利用という場合でも対象となりますか？	対象となります。	
3	これから県内に事務所を開設する場合（予定している場合）は、県内中小企業者としての要件を満たしますか？	提案書の応募時点で県内に事務所等を有している必要があります。	
4	管理法人に県外の者を選定することはできますか？	共同体の構成者であれば、県外の者も管理法人となっただけです。ただし、委託業務の運営管理、共同体構成者の相互の調整、委託料の請求・受給及び管理等を行えることが必要です。	募集要領 2
5	既に研究開発の始まっているものでも対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案プロジェクトに研究開発要素があり、委託期間中に研究開発を実施する場合は対象となります。 ・ なお、研究開発要素を伴わない試作開発等や、国や自治体など他の補助金等を活用している場合には対象外となります。 	募集要領 3 募集要領 6（9）
6	事業化に結びつかなかった場合、委託料を返済しなければなりませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返済の必要はありません。 ・ なお、プロジェクト事業終了後5年間、事業化の進捗状況報告をいただきます。 	募集要領 7
7	事業化により収益が出た場合、県にその一部を返還しなくてはなりませんか？	返還の必要はありません。ただし、知的財産権は原則として県と共有のものとしています。	募集要領 8（2）
8	知的財産権の共有について、持分の割合はどのように決めるのでしょうか？	持分の割合等の知的財産権に関する事項については、県と研究開発者が別途協議の上、その扱いを定めることとします。（原則、県は持分の割合を1/3として協議させていただきます。）	募集要領 8（2）
9	知的財産権が一定割合は県のものであるのであれば、収益の返還が必要とらないのでしょうか？	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号）において、県が保有する特許権の実施料の徴収を求めています。	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例 (http://www.pref.tottori.lg.jp/chizaijourei/)
10	この委託を受託するに当たり、経費の1/2など、自己負担が必要な部分がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費であれば、10/10の経費を県が支援（委託）します。 ・ なお、委託料上限額は20,000千円/件です。 	
11	研究開発者の経費として、知的財産関連経費とありますが、具体的な対象を教えてください。	弁理士費用などを想定しています。詳しくは、経理処理要領を参照ください。	経理処理要領
12	海外への出願経費（弁理士の代行料、翻訳料等）は対象となりますか？	対象となります。詳しくは、経理処理要領を参照ください。	経理処理要領
13	機械装置等の対象経費について、リースの契約期間等、対象経費として計上する際どう考えればよいか？	リース契約期間（任意）の内、委託契約期間（最長24ヶ月）に実際に必要とされる経費を対象としています。	経理処理要領

NO.	質問	回答	関連要領等
14	労務費の基準額はありますか？	時間給単価を算出ください。詳しくは、経理処理要領を参照ください。	経理処理要領
15	報酬をもらっている会社の代表者や役員が研究員の場合は労務費の対象となりますか？また、時間給の算出はどのように行えばよいでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者（個人事業者含む）等が研究開発に携わる場合も対象経費とすることができます。 ・時間給単価は、基本給及び賞与のみを対象としており、役員報酬を含む諸手当は対象外となります。対象者が年俸制の場合は年間給与から時間給を算出してください。 	経理処理要領
16	光熱水費はどのような場合に計上することができますか？	専用にもーターが装備されるなど委託業務に要した実績が明確なもののみ対象となります。詳しくは、経理処理要領を参照ください。	経理処理要領
17	研究開発者の間接経費を見ることはできますか？	本事業では研究開発者の間接経費を見ることはできません。	経理処理要領
18	研究開発者の労務費はプロジェクト専任者であることが必要でしょうか？	応募プロジェクトに従事する者であれば、プロジェクトに専任か否かについては問いません。	
19	委託料が該当する経費だけでプロジェクト事業を実施しなくてはなりませんか？	自己負担によるプロジェクト事業の実施は問題ありません。ただし、国や自治体など他の補助金等を活用している場合は不可です。	募集要領 6（9）
20	本事業は、研究開発費の支援ですか、それとも設備投資等を支援してもらえるのでしょうか？	本事業は、事業化に向けた研究開発及び試作開発の取組を県が支援するものです。機械装置等の対象経費は、レンタル・リースに限っており、設備投資には活用いただけません。	募集要領 4、 経理処理要領
21	県から共同体へのお金の流れは管理法人を経由して受け取るということでしょうか？また、証拠書類等は管理法人が管理するのでしょうか？	ご質問のとおりです。（管理法人は「委託料の請求・受給及び管理等を行う者」です。）	募集要領 2（3） 経理処理要領
22	取得財産（及び効用の増加した財産）はどのようなものが想定されるでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、機械装置等をリースのみとし、また、部品・消耗品等は使用可能期間を1年未満のものとしているため、原則、財産に該当するものではありません。（組み込み等によりその機能が向上し効用の増したものについても「性能等を変えることなく長期間使用する物品にあたらない」ことから同様。） ・案件によっては個別に協議させていただくことがあります。 	経理処理要領
23	応募要件の研究開発者の「ア（県内中小企業者）」と「ウ（企業、組合、大学・公設試等又は個人事業者）」の違いは？また、「ウ」は県外の企業、大学等を想定したものでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「ア」は、共同体に【必須】の県内中小企業者で、「ウ」は共同体の一員として共に研究開発等を実施する【任意】の者です。 ・主に、県外の企業、大学・公設試等又は県内の組合、個人事業者等を想定しています。 	募集要領 2（1）
24	賃借料に事業所（研究支援室等）の家賃を計上できますか？	事業所の家賃の計上はできません。	経理処理要領